

土木学会

情報利用技術委員会

———運営細則———

1. 目的

本細則は土木学会情報利用技術委員会の円滑な運営を行うための指針として活用する。

2. 委員会の対外的活動

- (1) 土木学会本体や他委員会、国外を含む他学会・機関との連携・問い合わせなど、委員会の対外的な課題に対しては、委員長、副委員長、幹事長および前任委員長が相談の上、その方針を決定する。
- (2) 上記に対し、委員会としての対応を行うにあたり、委員会内の適切な組織に対して明確な指示を行う。なお、とりまとめは幹事長が行う。

3. 幹事会

3.1 組織および構成員

「土木学会情報利用技術委員会内規」（以下「内規」という）に定めのない組織・構成員は、以下とする。

- (1) 幹事会には、必要に応じ、幹事長を補佐して小委員会間の調整等を行うために、副幹事長をおくことができる。
- (2) 副幹事長の選出は、幹事の中から幹事長の推薦または幹事の互選によることとし、会長が委嘱する。
- (3) 副幹事長の任期は、「内規」に定める幹事の任期に準じる。
- (4) 幹事会には、必要に応じ、課題解決のための分科会（以下「幹事会分科会」と表記する）を複数設置することができる。

3.2 活動内容および役割

幹事会は、委員会の目的達成に向けた施策を立案・推進し、委員会活動全般の円滑な進展を主導する。

- (1) 委員会の中長期的な活動方針、計画の立案・推進
- (2) 小委員会活動の方向性の確認および小委員会間の調整（副委員長と連携）
- (3) 新規研究テーマの発掘および研究組織の編成
- (4) 委員会の広報（ホームページの作成・運用管理を含む）
- (5) 学会提出資料の作成
- (6) 土木学会技術開発賞候補の推薦（論文編集小委員会を支援）
- (7) 本会議、運営会議の運営（本会議には事務局として出席）
- (8) 会議における審議資料の作成
- (9) 委員会予算の管理
- (10) その他、委員会の活動方針に合致した事項

3.3 運営

幹事会の運営は、以下を除いて幹事長に一任する。

- (1) 幹事会の最上位の会議を幹事会議とよぶ。
- (2) 幹事長は、本会議ならびに運営会議において、その活動状況について報告する。
- (3) 幹事会分科会の設置および改廃は、運営会議で取り扱う。

4. 幹事会分科会

4.1 組織および構成員

- (1) 幹事会分科会は、主査1名とメンバー4名程度で構成する。主査およびメンバーは、幹事長が常任委員および幹事の中から選出し、分科会としての委嘱は行わない。
- (2) 幹事会分科会の主査およびメンバーの任期は、当該分科会の任務完了までとする。

4.2 活動内容および役割

- (1) 幹事会分科会は、幹事会より付託された課題に対して検討を行い、指定の期日までに幹事長に答申する。

4.3 運営

- (1) 幹事会分科会の運営は、分科会主査に一任する。

5. 小委員会

小委員会には、委員会運営に深く関与し常設される小委員会（行事企画小委員会、論文編集小委員会）と期間を限って研究活動を行う研究小委員会がある。

5.1 組織および構成員

- (1) 小委員会には、必要に応じ、小委員長を補佐して分科会間の調整を行うために、小委員会副委員長（以下「副小委員長」という）をおくことができる。
- (2) 副小委員長の選出は、小委員長の推薦または小委員会委員の互選によることとし、会長が委嘱する。
- (3) 副小委員長の任期は、「内規」に定める小委員会委員の任期に準じる。
- (4) 小委員会には、必要に応じ、活動を系統的・効率的に進めるために、分科会（以下、「小委員会分科会」と表記する）を設けることができる。
- (5) 小委員会分科会メンバーは、小委員会委員とする。
- (6) 小委員会分科会には、主査1名をおく。主査の選出は、小委員長の推薦または分科会メンバーの互選によることとし、会長が委嘱する。

5.2 活動内容および役割

5.2.1 行事企画小委員会

- (1) 委員会主催行事の企画・運営
 - ① 情報利用技術シンポジウム
 - ② 講演会、講習会、セミナー、見学会等
- (2) 小委員会主催行事の支援
- (3) 土木学会全国大会等の他機関主催行事への参加検討・企画・運営
- (4) 行事に関する広報活動

5.2.2 論文編集小委員会

- (1) 論文の審査と論文集・講演集の編集・発行
- (2) 研究成果の電子化に関する検討・実施
- (3) 土木学会賞（論文賞、論文奨励賞および技術開発賞）候補の推薦
- (4) 学術資料の収集、発行についての検討・実施

5.2.3 研究小委員会

- (1) 委員会より付託されたテーマに関する研究
- (2) 講習会の企画・運営
- (3) 委員会ホームページ等を利用した情報発信
- (4) その他、小委員会の活動方針に合致した事項

5.3 運営

小委員会の運営は、以下を除いて小委員長に一任する。

- (1) 小委員会は、小委員長の任期にあわせた期間を活動の単位とする。
- (2) 小委員会の最上位の会議を小委員会議とよぶ。
- (3) 小委員長は、本会議ならびに運営会議において、その活動状況について報告する。
- (4) 小委員会分科会の設置および改廃は、運営会議で取り扱う。

6. その他

- (1) 本細則に定めのない事項については運営会議で討議して決める。
- (2) 本細則は「情報利用技術委員会内規」の変更に合わせて、「情報利用技術委員会幹事会運営細則」「情報利用技術委員会小委員会運営細則」を統合・整理したものである。
- (3) 本細則は平成20年6月16日より施行する。